

大規模洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書に関する 意見書を公表します

問合せ先 環境対策課環境保全係 ☎ 2213

下田市と南伊豆町の沖合で東京都内にあるパシフィコ・エナジー(株)が計画している大規模洋上風力発電事業について、環境影響評価法に基づいて、環境影響評価(環境アセスメント)の手続が進められています。

環境影響評価の手続は、私たちの身近にある自然環境や生活環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な事業に対して、あらかじめ、事業者自らが環境影響調査を基に、事業影響による予測・評価を行い、環境の保全の見地からの意見を広く聴いた上で、環境により配慮した事業計画をつくり、実践していくことを目的とした制度です。

現在、その最も初期の段階の「計画段階環境配慮書(配慮書)」の手続が行われており、9月9日に下田市長から静岡県知事に配慮書に関する意見書を提出しました。

また、10月8日から11月25日まで、各地区で開催した「市長と語る会」で、全参加者287名中4名の方から、大規模洋上風力発電事業に関するご質問がありました。

た意見書を公表していただきますのでその内容及びこの事業が今後どのような手続に入るかについてお知らせします。

提出した意見書の全文は、次のとおりです。

静岡県知事 川勝 平太 様
下田市長 福井 祐輔 様
〔仮称〕パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書〕に関する意見について(回答)

令和元年8月9日付け環生第157号により照会のありました件につきまして、静岡県環境影響評価条例第37条の2第2項の規定による環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出いたします。

(仮称)パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に関する意見書

1 総括的事項

本事業は下田市・南伊豆町の沖合において、5,000(12,000kw程度)の風力発電機を区域内に最大1000基設置し、総出力最大50万kw

を発電する発電所を建設する大規模な洋上風力発電事業である。

伊豆半島は、全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されており、ユネスコにより世界ジオパーク認定を受けるなど、国内でも有数の希少かつ豊かな自然環境を有する半島である。半島の南部に位置する本市は、海を中心とした豊かな自然環境を活かして観光を主幹産業とするともに、豊富な漁業資源を有する海域を持ち、水産拠点であるのみならず、ダイビング等海洋レジャーの拠点にもなっており、本市において海の存在と地域住民とのつながりは生活全般にわたって広く、深く根付いていることから、本事業の実施により、本市の財産ともいえる自然環境や、市民の生活環境に重大な影響を与えることが強く懸念されることである。上記を踏まえ、本事業の実施に当たっては、本事業の実施想定区域が漁業権の設定範囲と重複することから、伊豆漁業協同組合や水産関係者等に対して事業内容の説明や周知を十分に行い、同意を求めること。

(2) 地震動自体による倒壊などを防ぐため、海底地質を把握するためのボーリング調査については、海底活断層の有無に関しても適切に予測及び評価を行い、必要な対策を講ずること。

7 海況の変化

(1) 着床式の大規模風力発電設備の構築により、潮流に変化が生じ、天草等沿岸の海藻類の生態系あるいは魚の回遊等、海中の環境変化への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減できるように必要な保全措置を講ずること。

(2) 工事に伴う海水の濁り、建設による海流の変化、稼働後の騒音、振動、超低周波音及び水中音等による漁場への悪影響については、有識者及び専門機関等の意見を求め、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

8 その他

(1) 神子元島灯台は、文化財であると同時に、現役で稼働する灯台として機能している。風車の設置により灯台機能への影響が懸念されることから、灯台機能に支障を来す

4 景観

(1) 本市の海洋を眺望する景観資源は、神子元島や伊豆諸島など広範囲に渡り、眺望点も沿岸地域から市街地、山間の上部など多岐に渡る。元旦には多数の市民・観光客が海岸線を訪れてご来光を望んだり、四季折々、市内各地点から洋上の景観を楽しむことができるなど、海そのものが観光・景観資源を形成している。本事業の実施により眺望景観への重大な影響が懸念されることから、風力発電設備等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、景観への影響を回避又は十分に低減できるように必要な保全措置を講ずること。

(2) 景観の予測・評価結果については、画像等を用いて視覚的に景観状況を示すこと。

5 文化財

(1) 事業実施想定区域内に所在する神子元島は、国指定史跡「神子元島燈台」が所在し、また国指定天然記念物「カンムリウミスズメ」の営巣地ともなっている。神子元島周辺に風力発電機が設置されることにより、「神子元島燈台」の文化財的景観を大き

また、地域住民及び地元の関係団体に対しても丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努め、地域住民への生活環境への影響を可能な限り回避又は十分に低減し、環境保全等に対し必要な措置を講ずるよう十分に配慮すること。

2 騒音・超低周波音

本市には、事業実施想定区域から風車の影響が及ぶとされる2.0kmの範囲内に、多数の住居や環境配慮施設がある。これらに騒音及び超低周波音による生活環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減できるように必要な保全措置を講ずること。

3 風車の影

本市には、事業実施想定区域から風車の影が及ぶとされる2.2kmの範囲内に、多数の住居や環境配慮施設がある。これらに風車の影による生活環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減できるように必要な保全措置を講ずること。

ことがないか適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 下田沖の海域は、常に大小多数の船舶が往来し、下田港からも多数の漁船やプレジャーボート、神津島等伊豆諸島への客船や巡視船等の大型の船舶も出入りしている。風車の設置により船舶航行に支障を来すことが懸念されることから、船舶航行に及ぼす影響について適切に予測及び評価を行うこと。

※今後の流れ

配慮書の手続を終えると、事業者は配慮書に関して地域住民や地方公共団体などから提出された意見などを取り入れて環境アセスメントの方法を検討した「環境影響評価方法書(方法書)」を作成します。方法書の段階では、事業者は作成した方法書を縦覧等で公表して環境保全の見地からの意見を求めるとともに、説明会の開催も義務付けられています。

市が提出した意見書は市のホームページでもご覧いただけます。トップページで「環境影響評価」で検索してください。